

## 11月定例教育委員会会議 議事録

平成30年11月22日  
午後3時30分開会  
さんくす3番館4階大会議室

### 出席委員

原田勝 教育長  
大谷佐知子 委員  
安達友基子 委員

谷口学教育長職務代理者  
和泉愼次 委員  
福田知弘 委員

### 出席説明員

橋本敏子 学校教育部長  
大江慶博 教育監  
植田聡 学校教育部次長指導室長兼務  
生駒靖子 教育政策室長  
由上正幸 教育センター所長  
中村美和 教育総務室参事  
中西多恵子 指導室参事・指導主事  
林野優子 地域教育部参事  
藤本一久 少年自然の家所長  
木村健児 資産経営室参事  
檀野良美 指導室主幹

木戸誠 地域教育部長  
道場久明 学校教育部次長教育総務室長兼務  
落俊哉 地域教育部次長  
橋本健一 保健給食室長  
前田隆男 青少年室長  
紙谷昌明 指導室参事  
宮東里花 中央図書館長  
西田拳典 青少年室参事  
林勝放 課後子ども育成課長  
相原修子 保育幼稚園室参事  
泉宮美乃里 教育政策室係員

### 記録者

上田祥代 教育政策室主幹

## 11月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

原田勝教育長

ただ今から11月定例教育委員会会議を開催いたします。  
署名委員に安達委員を指名いたします。  
記録者に上田教育政策室主幹を指名いたします。  
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

生駒靖子教育政策室長

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者は2名でございます。

原田勝教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。

### — 傍聴者入場 —

原田勝教育長

それでは、議事日程に従いまして、日程第1 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案第45号「吹田市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤本一久少年自然の家所長

日程第1 議案第45号「吹田市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧いただきたいと存じます。

本案の提案理由でございますが、滋賀県高島市に設置しております吹田市立少年自然の家につきまして、昭和55年5月5日の開所以来、学校や子供会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの青少年団体を対象とした宿泊可能な施設として今日まで運営してまいりましたが、青少年をはじめ、幼児から高齢者まで市民誰もが使える生涯学習施設へと、設置目的等を変更するとともに、民間のノウハウを活用するため、指定管理者制度を導入するものでございます。

以下、改正案の内容につきましては、議案第45号参考資料、1ページからの現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

まず、第1条関係は、公布の日を施行期日とする改正でございます。

第13条につきましては、指定管理者の指定手続等を定めるものでございます。

2ページにかけての、第14条につきましては、指定管理者候補者の選定及び指定管理者の評価について審議するための、指定管理者候補者選定委員会を設置するものでございます。

次に、3ページからの第2条関係は、平成32年4月1日を施行期日とする改正でございます。

題名並びに第1条及び第2条につきましては、少年自然の家の設置目的

につきまして、現行の「青少年の健全育成」に、「全ての世代の市民の心身の健康増進」を追加いたしますとともに、施設の名称を「吹田市立自然の家」に変更するものでございます。

第3条につきましては、文言の整備を行うものでございます。

第4条につきましては、設置目的の変更に伴い、事業の内容を見直すものでございます。

4ページにかけての、現行第5条につきましては、幼児から高齢者まで市民の誰もが使える施設とするため、使用者の範囲の制限を廃止するものでございます。

現行第6条から第11条までにつきましては、施設の名称の変更等に伴う規定整備を行うものでございます。

5ページにかけての、現行第12条につきましては、指定管理者制度の導入に伴い、運営審議会を廃止するものでございます。

改正案第11条第1項につきましては、指定管理者を指定し、自然の家の管理業務を行わせることができることを定めるものでございます。

5ページの同条第5項につきましては、指定管理者に管理業務を行わせる場合の、本条例の適用に必要な読替えについて定めるものでございます。

改正案第12条及び第13条につきましては、条項移動等に伴う規定整備を行うものでございます。

7ページの別表につきましては、市外使用者のキャンプサイト宿泊使用料につきまして、公平を期するため、算定方法を見直すものでございます。

備考につきましては、使用料の算定に関し必要な事項を定めますとともに、スリーピングシート、その他の実費により徴収することが適当な附属設備等の使用料を、教育委員会規則で定めることとするものでございます。

議案書4ページにお戻りいただきたいと存じます。

最後に、附則でございますが、この条例は平成32年4月1日から施行することといたしております。

ただし、第1条の規定による、指定管理者の指定手続を定める改正等は、公布の日から施行することといたしております。

なお、議案第45号参考資料として、少年自然の家の概要等をお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上が、提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

少年自然の家はこれまで学校が林間学校等で利用してきたと思うのですが、子供達にとってどのような効果あるいは期待ができるのか、御説明いただきたいと思っております。

自然の家は開所から約40年を経ております。この間、都市化や少子化、地域社会において人間関係の希薄が進んでおります。多くの方が直接自然と触れ合う体験の機会が乏しくなっていること、また対人のコミュニケー

原田勝教育長  
和泉慎次委員

藤本一久少年自然の家所長

ションを必要としない、いわゆるバーチャルな空間で行うテレビゲームなどが普及していることなどを踏まえ、国では青少年の体験活動の推進方策に関わる検討委員会という中で、生活、文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動という、いわゆる体験活動の重要性を示しております。

また、国立青少年教育振興機構による、子供の頃の体験が育む力と、その成果に関する調査、研究の報告書の中では、自然体験が豊富な子供ほど情緒が安定し、自己肯定感や正義感、規範意識が高い傾向がみられるという調査結果が示されております。

少年自然の家では、自炊やテントなどの宿泊体験や、四季折々の自然観察などの自然体験活動を通じ、乏しくなったと言われている、人や自然と直接触れ合う場を提供する施設として、次代に引き継いでいこうと考えております。

大谷佐知子委員

吹田市には、青少年が宿泊できる施設として、北千里にある自然体験交流センターと、今回提案されています滋賀県高島市にある少年自然の家の2つがあり、両施設とも見学に行かせていただいて、緑や自然の多い良い施設だと思いましたが、この2つの施設にはどのような違いがあるか説明していただけますか。

西田拳典青少年室参事

北千里にあります自然体験交流センターは、わくわくの郷という愛称で親しまれており、北千里駅から徒歩圏内に位置し、交通の便も非常に良く、市街地の中で自然体験ができる施設でございます。吹田市内にあるということから、日帰り主体で宿泊もできる施設でございます。

自然の家よりも新しい施設なので、設備も充実しており、初心者でも日常の延長で利用できる施設内完結型の施設であると考えております。

今回の条例改正で提案しております少年自然の家は、もくもくの里という愛称で知られています。滋賀県高島市にありまして、宿泊利用が主となる施設で、冬は雪遊びであるとか、夏は川遊びや自然観察会など豊かな自然の中で野外活動ができる施設でございます。

また周りにも観光施設がたくさんあり、自然の家を拠点として周辺施設を活用した活動が可能な施設でございます。

このような違いが両施設にはございます。以上です。

谷口学教育長職務代理者

今回の条例改正で、今までの自然の家の設置目的を大きく変えて、利用者の範囲を今までよりも拡大するという事で、これまでの青少年を中心とした利用だけではなく大人も対象としたいということですが、その理由を詳しく説明してください。

前田隆男青少年室長

自然体験活動を多く体験した子供は、情緒が安定するという調査結果がありますが、少年自然の家の良さは、利用者が自然の魅力を体感していく中でリフレッシュできることであると考えています。

この自然の家の良さですが、これは青少年だけではなく、ストレスの多い社会に生きる大人にも意義あることだと思っています。

そのため、施設の利用対象を青少年から大人も含めた、自然の中でリフレッシュをしたい人、リフレッシュが必要な人に変更するというものでご

ざいます。

働き方改革などで今後、仕事以外の時間が増えれば、少し足を伸ばして家族や友達と本格的な野外活動をしたいという市民が増えるものと想定しており、また隅々まで開発の進んでいる吹田の市民にとっては、豊かな自然の中で年齢を問わずリフレッシュしていただける施設として市民の方に活用していただけたらと思っております。

福田知弘委員

少年自然の家が設置された頃と比べまして、現状や利用者ニーズはどのように変わっているとお考えですか。

藤本一久少年自然の家所長

私自身、自然の家に勤めて38年になるのですが、当初は学校やボーイスカウト、ガールスカウトといった青少年中心の団体が利用する宿泊可能な社会教育施設として、昭和55年5月5日にオープンしました。

先程も申し上げましたように、開所から約40年経ちまして青少年を取り巻く環境も変わってきております。当然、それによって利用状況も変わってきており、現在は家族や少人数グループが増加しています。

先程も自炊やテント生活などについてお話させていただきましたけれども、他にも施設の立地条件を活かした、四季折々の顔を自然の家は持っておりますので、特に自然が豊富であるということから自然観察会や親子で宿泊を体験する家族デーを、現在は月2回ほど実施しており、毎回定員の2倍以上の応募があり、半数弱が落選する結果となっております。

これまでは学校や青少年団体を対象としてきましたけれども、週休2日制が定着してきたなかで、家族連れや少人数グループもかなり増えてきており、好評となっておりますので、今後もそういった方々の利用が定着していくと思っております。

安達友基子委員

先程から利用者の範囲が市民全般に広がるとお聞きしているのですが、林間などの学校利用については、指定管理者制度となった場合、一般の利用と同じ扱いになるのか説明してください。

藤本一久少年自然の家所長

現在も学校は優先的に利用しております。指定管理者制度になったとしても、それは今までどおりの利用方法で考えております。

和泉慎次委員

既に、自然体験交流センター、夢つながり未来館では指定管理者制度を導入されていますが、今回もそのように上手くいくような評価がいただけるのか、また、より良い運営をするためにはどのような取組をされていくのか、説明いただけますか。

前田隆男青少年室長

青少年室では自然体験交流センターと、夢つながり未来館に、既に指定管理者制度を導入しておりまして、直営当時よりも両者の利用は増えており、利用者アンケートを取らせていただいておりますけれども、その結果でも満足度は高いということですので、導入の成果はあるものと我々は考えております。

青少年室の中では、より良い運営を目指しまして市と指定管理者とが利用者の方へのサービス向上や安心安全に利用してもらうためには、どのようなことをするのが望ましいかということ協賛する場として毎月1回、定例の会議を行っています。

具体的には、利用状況などのほか、利用者アンケートの結果のうち、「不満足」と答えられた方の内容を分析しまして、改善が必要なものについては、どのように取り組むべきかなどを一緒に検討するなど、指定管理者と連携した施設運営を心掛けています。

このような方法は、自然の家が指定管理者制度を導入しても同じように取り組んでいきたいと考えております。

また、今回の自然の家の指定管理者の選定にあたりましては、指定管理者の候補者選定委員会を立ち上げまして、選定していくのですが、その役割は重要と考えておりますので、委員は学識経験者や施設の利用代表、公認会計士などのほか、自然の家を設置しております高島市の方などにも加わっていただくことを検討して慎重に選んでまいりたいと思います。

他に、御意見はございませんでしょうか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第45号「吹田市立少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

次に、議案第46号「吹田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

議案第46号「吹田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

はじめに、本案に係る趣旨につきまして、御説明申し上げます。

現在、北大阪健康医療都市（健都）では、「健康・医療」をキーワードに、多世代が集い、交流できる場として、健康への「気づき」、「楽しみ」、「学び」をコンセプトに、健都ライブラリーの整備を進めております。

健都ライブラリーについては、既存の市内図書館の設置目的に加えて、健康寿命の延伸に資することを目的とし、隣接する健都レールサイド公園と一体的な運営を行うとともに、民間ならではのノウハウや創意工夫により、効果的、効率的で質の高い施設の管理運営を行うため、指定管理者制度を導入するものでございます。

本案の提案理由でございますが、図書館法に基づき健都ライブラリーを設置し、その一部の業務について指定管理者制度を導入する必要があるため、吹田市立図書館条例の一部を改正するものでございます。

次に、条例改正の中身につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが議案第46号参考資料、吹田市立図書館条例現行・改正案対照表を御覧ください。

改正案第1条につきましては、本市の図書館は図書館法に基づくものであることを明示するものでございます。

改正案第2条につきましては、健都ライブラリーを設置するものでございます。なお、本市の図書館といたしましては、本条例に基づくもののほか、吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例に基づく山田駅前図書館がございます。

原田勝教育長  
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

林野優子地域教育部参事

改正案第3条につきましては、図書館は教育委員会が管理することを明示するものでございます。

改正案第4条につきましては、文言の整備を行いますとともに、第2項において、健都ライブラリー独自の設置目的として、北大阪健康医療都市（健都）の地域特性を活かした健康増進事業を行うことを定めるものでございます。

現行第3条につきましては、図書館に職員を置くことは図書館法に定められていることから、削るものでございます。

対照表の2ページにかけての、改正案第5条につきましては、文言の整備等を行うものでございます。

改正案第6条につきましては、健都ライブラリーの管理業務のうち、健康増進事業等の業務を指定管理者に行わせることができること、及び指定管理者の指定手続等を定めるものでございます。

対照表の3ページにかけての、改正案第7条につきましては、指定管理者候補者の選定及び指定管理者の評価について審議するための、指定管理者候補者選定委員会を設置するものでございます。

条例改正の中身についての説明は以上となります。

最後に、附則でございますが、議案書の2ページ末から3ページを御覧ください。

この条例は、平成32年11月11日から施行することといたしております。

ただし、附則第1号に掲げる、指定管理者の指定手続を定める改正等は、公布の日から、附則第2号に掲げる、指定管理者に健康増進等の業務を行わせるための改正は、建物の引渡しを受ける同年7月1日から施行することといたしております。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただきまして、原案のとおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

既に新館の名称は健都ライブラリーという名称で進んでおられるのですが、この名称についてはこのままの名称で進んでいかれるのでしょうか。

また、募集等についての経緯を御説明いただけますか。

新館の名称を健都ライブラリーにするということにつきましては、以前に地区の名称から岸部図書館ではどうかという意見もございましたが、名称を定めるに当たりまして、今年8月の1か月間、パブリックコメントの募集もさせていただきましたが、特に名称についての御意見はございませんでした。

健都のまちづくりが進む中、だんだんと健都という名称が定着してきているように現場としては感じておりまして、また、既存の市内の図書館にプラスして、この度は健都レールサイド公園と一体的に様々な健康寿命の延伸に取り組む事業を実施するために、今までと違った図書館ということで、ライブラリーという言葉を使って、新たな利用者を増やしていくとい

原田勝教育長  
和泉慎次委員

林野優子地域教育部参事

う、こちらの期待も込めまして、健都ライブラリーという名称でいきたいと考えております。

大谷佐知子委員

今の説明で公園と一体的に様々な健康寿命の延伸というような話をされておりましたが、健康増進について公園と一体的な取組とは具体的にどのようなことを想定されておられますか。

林野優子地域教育部参事

ライブラリーの中に多目的室があるのですが、そこで講座を開いて軽い準備運動や座学などを受講していただいた後に、公園へ出て体を動かして実践するという内容のイベントなどを指定管理者の方に提案していただければということを考えております。

また、日頃からも公園をみなさんに健康づくりで活用していただくため、ライブラリー内で簡単な健康の測定器具を設置する予定でありますので、セルフで活用していただくということを考えております。

大谷佐知子委員

新幹線の活用方法についてどのように考えていらっしゃるか説明していただけますか。

林野優子地域教育部参事

はじめは、新幹線の中で本が読めたらということを考えておりましたが、居室としての利用は各種の法律上、困難であることから、座席の一部を撤去して空間を確保した上で、車椅子の方にも内部を見学していただけるようにし、吹田メモリアルとして新幹線本体そのものを大きな展示物として扱う予定にしております。

また、ライブラリー内で鉄道に関する図書等を集めたコーナーの設置や、新幹線や鉄道をテーマにした講演会の開催などを考えております。

谷口学教育長職務代理者

指定管理者に対して健康増進の取組や公園の管理など非常にたくさん異なることを要求されているのですが、そんなことを本当にできる団体があるのでしょうか。

もし、そういう団体を公募しても指定管理者の応募が無い場合は、どのようにされることを考えられているのでしょうか。

林野優子地域教育部参事

御質問のとおり、健康の増進の取組や公園、図書館の管理など業務がいろいろな種類に分かれておりますがために、1つの団体が請け負うのは難しいと考えますので、それぞれの業務を得意とする団体にJV（グループ）を組んでいただいて、応募していただくと良いなと考えております。

もしも応募が無かった場合ということについてですが、その場合は、健都ライブラリーの職員は正規職員、再任用職員、非常勤職員を配置し、直営で運営いたします。窓口は既存の図書館と同じように窓口等業務を委託しまして、また、施設管理も清掃や警備といった各々の業務を別々に委託することになるかと思えます。

健康増進を図る取組に関しましては、市内の関係部局に協力を仰ぎながら市が直営で行います。

以上、申し上げましたような形態で運営しつつ、再公募に向けて様々な見直しをしていきたいと思えます。

福田知弘委員

図書館はこれまで窓口等業務を委託によってアウトソーシングを進められてきたと伺っておりますけども、今回、指定管理者の業務に窓口等業務



宮東里花中央図書館長

を含めておられると思いますが、それは何故ですか。

図書館は生涯学習施設としまして、専門的な要素がございまして、長期に渡って継続、蓄積が必要な業務を行っております。5年サイクルの契約の事業者が何十年もの期間で資料を扱う仕事を担うのは難しいと考えております。

また、運営経費が十分に確保できないと、利用者へのサービス低下に繋がるという指定管理者制度のデメリットが言われております。

図書館では現在そのようなことで窓口等業務を委託しながら、アウトソーシングを進めてまいりました。

しかしながら、健都ライブラリーにおきましては既存館と同様の事業に加えまして、健都レールサイド公園と連携して健康増進を図る事業を行い、民間ノウハウを活用し、公園と一体的な事業を効果的に実施する必要があるため指定管理者制度の導入を考えました。

効果的なアウトソーシングを進めるために、指定管理者の業務に図書館の窓口等業務を含めた方が良いと考えた理由は、3点ございます。

1点目は、窓口カウンター等の対応が整理できるということです。

施設の利用案内やイベント等の申込受付と図書館の読書相談に来られた方、資料検索などを申し込まれる方ということで、図書館の部分とを分かりやすく分けることができることです。

2点目は契約事務が簡素化できるということです。

指定管理者は5年契約、窓口等業務委託事業者は3年契約ということになりまして、それぞれ選定委員会を開催して事業者を選ぶこととなります。

これを1つにまとめることで、事務処理の効率的な運営が可能となると考えております。

3点目としましては、応募事業者増への期待ということです。

健都ライブラリーにおきましては、図書館司書が担うべき業務をよりはっきりと市職員の業務として整理しまして、事業者に求める有資格者率の条件の緩和を可能にして、応募される事業者を増やすことができるのではないかと考えております。

安達友基子委員

指定管理者の応募が無かった場合についての御質問があったかと思うのですが、そうなった場合は置いておくとして、予定どおり指定管理者が決まった場合でも、直営で行うことを予定にされている業務があるかと思うのですが、それはどういう業務になるのか説明してください。

宮東里花中央図書館長

図書館の司書の有資格者が担うべき業務を市職員が直営で行っていくわけですが、具体的には図書館資料の選定、収集、保存、蔵書構成に関わる業務でございます。あとはレファレンス、いわゆる利用者の方々の調べものの相談に乗るということです。

市の関係部局との連携業務や学校・大学・医療関係施設・各種団体との連携業務、図書館で活動していただいておりますボランティアの方との連携事業や育成を行ってまいります。特に健都ライブラリーでは健康医療に関しての資料の収集やレファレンスに力を入れていきたいと考えております。

す。

原田勝教育長  
全委員

他に御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第46号「吹田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」を承認します。

原田勝教育長

次に、議案第47号「平成30年11月吹田市議会定例会提案の平成30年度補正予算案について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

中村美和教育総務室参事

議案第47号「平成30年11月吹田市議会定例会提案における平成30年度補正予算案について」御説明申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められた、平成30年11月議会に提案される平成30年度補正予算案に係る議案につきまして、御承認をお願いするものでございます。

議案書の補正予算案の次のページを御覧いただきますよう、お願いいたします。

まず、歳出の補正についてでございますが、地域教育部所管の吹田市立少年自然の家につきましては、本日の議案で設置目的の変更、指定管理者制度の導入についての条例改正を御提案させていただいておりますが、少年自然の家は、一般的な吹田市の施設とは異なり、滋賀県高島市にある施設であり、また、貸館とは異なり宿泊施設であること、条例改正に伴い、魅力ある宿泊施設へと発展する企画力も必要となり、指定管理者の選定作業は、一般的な吹田市の施設よりも時間をかけ、慎重かつ丁寧に行う必要があることから、指定の前年度中には、第1回の指定管理者選定委員会を開催したいと考えております。

そのため、指定管理者候補者選定に必要な委員報酬の予算として、42,000円を計上するものでございます。

次に、債務負担行為補正の追加についてでございますが、学校教育部指導室が所管いたします中学校及びすいたえいごkids英語指導助手派遣業務につきまして、平成31年度当初から業務を実施するに当たり、平成30年度中にプロポーザル方式による契約候補者を選定する必要があるため、お示しのとおり、期間を平成30年度から平成31年度までとしまして、限度額の28,113,000円を計上するものでございます。

以上が、教育に関する事務に係る平成30年度補正予算案の説明でございます。

簡単な説明ではございますが、御審議いただき、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

原田勝教育長  
全委員

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

原田勝教育長

異議なしと認め、議案第47号「平成30年11月吹田市議会定例会提案の平成30年度補正予算案について」を承認します。

生駒靖子教育政策室長	恐れ入りますが、追加議案を提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。
原田勝教育長	ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。
全委員	異議なし。
原田勝教育長	異議なしと認めます。
原田勝教育長	それでは、追加議案につきまして、議題とすることといたします。 議案書を配布してください。
	<b>— 追加議案配布 —</b>
原田勝教育長	それでは、追加日程第1 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について 議案第48号「吹田市立認定こども園吹田南幼稚園建設工事（建築工事）請負契約の締結について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
相原修子保育幼稚園室参事	追加日程第1 議案第48号「吹田市立認定こども園吹田南幼稚園建設工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明させていただきます。 本件につきまして、一般競争入札を実施いたしましたところ、本年10月19日に請負者が決定いたしましたので、本契約を締結しようとするものでございます。 工事の概要でございますが、吹田市立認定こども園吹田南幼稚園建設工事は、吹田南幼稚園を併設する吹田南小学校において、児童数の増加により、平成32年度には吹田南幼稚園の園舎部分を普通教室に転用する必要があるため、吹田南小学校の過大校対策として、旧環境管理センター用地に鉄筋コンクリート造、2階建の吹田市立認定こども園吹田南幼稚園を建設するものでございます。 建築面積は609.3㎡、延床面積は1,117.2㎡でございます。 工期は議会議決後から平成32年1月31日までを予定いたしており、請負金額は、329,972,400円でございます。 請負者は橋本建設株式会社でございます。 次のページから工事及び施設概要、請負者の営業の沿革、工事経歴書、財務諸表、工事の関係図面などをお示しいたしております。 簡単な説明ではございますが、御承認賜りますよう、よろしくお申し上げます。
原田勝教育長	それでは、この件について、何か御意見はございませんか。
全委員	異議なし。
原田勝教育長	異議なしと認め、議案第48号「吹田市立認定こども園吹田南幼稚園建設工事（建築工事）請負契約の締結について」を承認します。
原田勝教育長	次に、議案第49号「吹田市立佐井寺小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の一部変更について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
木村健児資産経営室参事	議案第49号「吹田市立佐井寺小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の一部変更について」御説明申し上げます。

左上に、議案第111号と記載の議案書を御覧ください。

本案は、本年6月定例教育委員会会議におきまして、報告いたしました契約内容のうち、300,574,800円といたしておりました請負金額を243,645,840円に変更をお願いするものでございます。

また、平成31年3月15日までといたしておりました、契約工期の完了日を、同年1月31日に変更をお願いするものでございます。

変更の理由といたしましては、工事を進める中で、当初見込んでいた、石綿除去対応のための費用が、新たな国の通知により、不要となったことで約77,800,000円の減額、詳細調査により劣化箇所が増えたため、改修範囲を拡大する必要性が生じたことによるもので、外壁改修箇所約12,400,000円の増額、内装関連工事で4,200,000円の増額、エキスパンションジョイントなどの現場取合い工事で約4,200,000円の増額となり、合計で56,928,960円の減額とするものでございます。

また、工事期間の短縮は、石綿除去対応が不要になったことによるものでございます。

以上よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第49号「吹田市立佐井寺小学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の一部変更について」を承認します。

次に、議案第50号「吹田市立佐井寺中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の一部変更について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

議案第50号「吹田市立佐井寺中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の一部変更について」御説明申し上げます。

左上に議案第112号と記載の議案書を御覧ください。

本案は、本年6月定例教育委員会会議におきまして、報告いたしました契約内容のうち、313,675,200円といたしておりました請負金額を289,381,680円に変更をお願いするものでございます。

変更の理由といたしましては、佐井寺小学校と同じく、工事を進める中で、当初見込んでいた石綿除去対応のための費用が、新たな国の通知により、不要となったことで約97,200,000円の減額、詳細調査により劣化箇所が増えたため、改修範囲を拡大する必要性が生じたことによるもので、外壁改修箇所約15,300,000円の増額、雨漏りの判明や内装関連工事で42,300,000円の増額、エキスパンションジョイントなどの現場取合い工事で約15,300,000円の増額となり、合計で24,293,520円の減額とするものでございます。

また、石綿除去対応が不要になったことにより、その部分の工事期間は短くなりますが、当初予定していない外壁面の改修工事が増えたため、工事期間の変更はございません。

原田勝教育長  
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

木村健児資産経営室参事

原田勝教育長  
全委員

原田勝教育長

原田勝教育長

林勝放課後子ども育成課長

以上よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第50号「吹田市立佐井寺中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）請負契約の一部変更について」を承認します。

次に、追加日程第2 教育長報告を議題とします。

はじめに、「損害賠償額の決定に関する専決処分について」です。

事務局の説明を求めます。

追加日程第2 教育長報告といたしまして「損害賠償額の決定に関する専決処分について」御報告申し上げます。

資料「損害賠償額の決定に関する専決処分について」をお願いします。職員が運転する公用車が損害を与えた事故について、その損害賠償額の決定に関して市長が専決処分するものでございますが、このような御報告をすることになり、誠に申し訳なく思っております。

本件事故の概要につきましては、平成30年8月16日午後2時ごろ、地域教育部放課後子ども育成課職員運転の軽自動車が、吹田市古江台3丁目9番3号の福祉施設の敷地内において駐車するため後進したところ、駐車していた相手方個人所有の原動機付自転車に接触し、同車が損傷したものでございます。

損害賠償額は、133,800円で、賠償金は本市が加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害賠償共済から全額給付されるものでございます。

公用車の運行につきましては、安全運転に心がけるよう常々指導してきたところでございますが、改めて細心の注意を払って運転するよう徹底いたしてまいります。

原田勝教育長  
全委員

原田勝教育長

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

御意見がないようですので、次に「平成30年11月吹田市議会定例会提案の平成30年度補正予算について」です。

事務局の説明を求めます。

林勝放課後子ども育成課長

「平成30年11月市議会定例会提案の平成30年度補正予算（案）、放課後子ども育成課所管分について」御報告申し上げます。

（款）民生費、（項）児童福祉費、（目）児童福祉総務費、284,000円の増額でございます。

内容といたしましては、（節）償還金、利子及び割引料の増額でございまして、平成29年度の国庫補助、子ども・子育て支援交付金におきまして、事業の実績額が交付申請時の額を下回り、返還金が生じたため、過年度分国庫支出金返還金として国へ返還するための補正予算を計上しようとするものでございます。

当該国庫補助金につきましては、申請の期限が早く、その時期に正確な実績額を算出するのが難しいため、概ね毎年度このような措置を取ってお

原田勝教育長  
全委員  
原田勝教育長  
原田勝教育長

ります。

それでは、この件について、何か御意見はございませんか。

異議なし。

御意見がないようですので、以上で教育長報告を終わります。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、  
11月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時20分